

町田市中学校給食センター条例

上記の議案を提出する。

令和 6 年 (2 0 2 4 年) 8 月 2 7 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市中学校給食センター条例

(設置)

第1条 町田市立中学校において実施する学校給食の調理等の業務を効果的かつ能率的に処理するとともに、幅広い世代の地域住民に対して食を通じた健康づくりを推進するため、町田市中学校給食センター（以下「給食センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 給食センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
鶴川エリア中学校給食センター	町田市金井二丁目28番地2
町田忠生小山エリア中学校給食センター	町田市山崎町1314番地5
南エリア中学校給食センター	町田市南成瀬七丁目17番地3

(管理)

第3条 給食センターは、町田市教育委員会が管理する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、町田市教育委員会が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年1月8日から施行する。ただし、第2条の表町田忠生小山エリア中学校給食センターの項の規定は同年4月1日から、同表南エリア中学校給食センターの項の規定は同年9月1日から施行する。